

○警察庁会計事務取扱細則〔昭59.4.1警庁訓4〕

施行：昭59.4.1

改正：昭61.4.5警庁訓9、平元.6.23警庁訓7、平7.3.29警庁訓3、平13.1.4警庁訓1、3.30警庁訓11、平16.4.4警庁訓7、警庁訓8、平17.4.1警庁訓4、平21.3.31警庁訓7、平24.3.30警庁訓4、平26.3.31警庁訓4、平30.9.25警庁訓7、平31.4.1警庁訓7、令元.5.23警庁訓1

警察庁会計事務取扱細則（昭和36年警察庁訓令第7号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 会計機関等（第3条・第4条）
- 第3章 支出（第5条・第6条）
- 第4章 契約（第7条—第10条）
- 第5章 指導（第11条）
- 第6章 雑則（第12条—第15条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 警察庁の会計事務の取扱いについては、財政法（昭和22年法律第34号）、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（部局及び部局長）

第2条 この訓令において、「部局」とは、次の表の部局の欄に掲げる機関をいい、「部局長」とは、同表の部局の欄に掲げる機関ごとに、それぞれ同表の部局長の欄に掲げる官職にある者をいう。

| 部 局 | 部 局 長 |
|---------------|---|
| 警 察 庁 内 部 部 局 | 警 察 庁 長 官 官 房 会 計 課 長 (以下「会計課長」という。) |
| 警 察 大 学 校 | 警 察 大 学 校 長 |

| | |
|--------------|---------------------------|
| 科学警察研究所 | 科学警察研究所長 |
| 皇宮警察本部 | 皇宮警察本部長 |
| 管区警察局 | 管区警察局の総務監察部長又は総務監察・広域調整部長 |
| 四国警察支局 | 四国警察支局長 |
| 管区警察学校 | 管区警察学校長 |
| 東京都警察情報通信部 | 東京都警察情報通信部長 |
| 北海道警察情報通信部 | 北海道警察情報通信部長 |
| 警視庁及び道府県警察本部 | 都道府県警察会計担当官 |
| 北海道警察方面本部 | 北海道警察方面会計担当官 |

第2章 会計機関等

(出納官吏等)

第3条 法第39条（法第45条において準用する場合を含む。）の規定による出納官吏、分任出納官吏、出納官吏代理及び出納員（以下「出納官吏等」という。）の任命は、部局長が当該部局に置かれた官職を指定して行うものとする。

2 部局長は、新たに出納官吏等を任命し、又は出納官吏等の官職若しくは事務の範囲を変更したときは、速やかに所管管区警察局長又は北海道警察本部長（以下「所管管区警察局長等」という。）を経由して警察庁長官（以下「長官」という。）に別記様式第1の報告書を提出しなければならない。

(会計機関設置等の申請)

第4条 部局長は、次に掲げる事項について必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に会計機関設置要求書又は代行機関設置要求書の提出を申請するものとする。

- ① 新たに令第139条の3第1項に規定する会計機関（以下「会計機関」という。）又は同条第5項に規定する代行機関（以下「代行機関」という。）を設置すること。
- ② 法第48条第1項の規定により、新たに関計機関、出納官吏等又は代行機関（以下「会計機関等」という。）の事務を都道府県の職員が行うこととすること。

- (3) 会計機関等又は法第48条第1項の規定により会計機関等の事務を行うこととされた都道府県の職員の官職若しくは職又は事務の範囲を変更すること。

第3章 支出

(過年度支出の承認)

第5条 令第1条第2号に規定する官署支出官は、法第27条の規定により過年度に属する経費の支出を決定する必要があると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第2の申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財政法第35条第3項ただし書の規定により財務大臣が指定する経費については、この限りでない。

(小切手の償還等の請求に関する調査)

第6条 令第63条又は出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第46条（同規程第84条において準用する場合を含む。）の規定による調査は、請求者から次の書類の提出を受けて行わなければならない。

- (1) 償還又は支払いの請求書
- (2) 原債権発生の原因及び日付を証明する書類（出納官吏にあつては、再度の支払いの請求の原因となつた請求の内容及び日付を証明する書類）並びに期限経過の理由書（(1)の請求書で明らかな場合を除く。）
- (3) 小切手又は国庫金送金通知書（亡失等により請求者がこれらの書類を提出できないときは、小切手にあつては除権決定の正本、国庫金送金通知書にあつてはその写し）
- (4) 代理人による請求の場合は、代理権を証明する書類
- (5) その他必要な書類

第4章 契約

(契約審査委員の指定)

第7条 部局長は、他の部局に所属する警察庁の職員（警視庁、道府県警察本部及び北海道警察方面本部に所属する警視正以上の階級にある警察官を含む。以下同じ。）を令第69条第1項に規定する契約審査委員に指定する必要があると認めるときは、当該他の部局長に別記様式第3の申請書を提出するものとする。

2 部局長は、警察庁の職員以外の職員を前項の契約審査委員に指定する必要がある

あると認めるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第4の申請書（都道府県の職員が行うこととする場合にあつては別記様式第5）を提出するものとする。

（最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の申請等）

第8条 内閣府所管契約事務取扱細則（平成13年内閣府訓令第38号。以下「契約細則」という。）第26条の規定による申請又は令第90条（令第98条において準用する場合を含む。）の規定による調書及び書面の写しの提出は、所管管区警察局長等及び長官を経由して行わなければならない。

（契約担当官等及びその補助者以外の職員に監督又は検査を行わせる場合の申請）

第9条 法第29条の2第3項に規定する契約担当官又は法第13条第3項に規定する支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、法第29条の11第1項に規定する監督又は同条第2項に規定する検査を契約担当官等及びその補助者以外の職員に行わせる必要があると認められた場合であつて、当該職員が警察庁の職員であるときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第6の申請書を提出するものとする。

2 契約担当官等は、前項の監督又は検査を警察庁の職員以外の職員に行わせる必要があると認められたときは、所管管区警察局長等を経由して長官に別記様式第7の申請書（都道府県の職員が行うこととする場合にあつては別記様式第8）を提出するものとする。

（競争参加不適合者報告書）

第10条 契約細則第62条の規定による報告は、所管管区警察局長等及び長官を経由して行わなければならない。

第5章 指導

（会計事務の指導）

第11条 部局長は、当該部局に所属する職員に対して、会計事務の取扱いについて指導しなければならない。

第6章 雑則

（会計検査院からの要求等に対する報告）

第12条 部局長（会計課長を除く。）は、次に掲げる場合のいずれかに該当する

ときは、速やかにその旨を所管管区警察局長等を経由して会計課長に報告しなければならない。

- (1) 会計検査院法（昭和22年法律第73号。以下「院法」という。）第26条又は第28条の規定による要求、質問又は依頼を受けたとき。
- (2) 会計検査院審査規則（平成18年会計検査院規則第6号。以下「審査規則」という。）第7条第1項の規定による審査要求書等の副本の送付を受けたとき。
- (3) 審査規則第8条第2項の規定による要求を受けたとき。
- (4) 審査規則第13条第3項の規定による通知を受けたとき。
- (5) 審査規則第14条第1項の規定による審査判定書の送付又は同条第2項の規定による通知を受けたとき。

（事故報告）

第13条 部局長は、院法第27条各号に規定する事実があるとき、又は予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項に規定する予算執行職員について同法第3条第2項に規定する場合に該当すると認めるときは、直ちにその事実を調査して、所管管区警察局長等を経由して長官に報告しなければならない。

（会計検査院の意見を求める場合の手続）

第14条 部局長は、院法第37条第2項の規定により会計検査院の意見を求めるときは、所管管区警察局長等及び会計課長を経由しなければならない。

（事務取扱いの特例）

第15条 部局長は、当該部局の会計事務の取扱いについて、この訓令により難い特別の事情があると認めるときは、長官の承認を受けて特例を設けることができる。

附 則

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則〔昭61.4.5警庁訓9〕

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則〔平元.6.23警庁訓7〕

この訓令は、平成元年7月3日から施行する。

附 則〔平7.3.29警庁訓3〕

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則〔平13.1.4警庁訓1〕

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平13.3.30警庁訓11〕

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則〔平16.4.1警庁訓7〕

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平16.4.1警庁訓8抄〕

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平17.4.1警庁訓4抄〕

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔平21.3.31警庁訓7〕

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔平24.3.30警庁訓4〕

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平26.3.31警庁訓4〕

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平30.9.25警庁訓7〕

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則〔平31.4.1警庁訓7〕

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則〔令元.5.23警庁訓1〕

この訓令は、令和元年5月24日から施行する。

別記様式第1（第3条関係）

| | |
|--|--------------|
| 令和 年 月 日 | |
| 警察庁長官 殿 | |
| | 部局長 官職 氏名 |
| 出納官吏等任命報告書 | |
| 下記のとおり出納官吏等を任命（出納官吏等の官職（事務の範囲）を変更）したので報告します。 | |
| 記 | |
| 1 | 出納官吏等の種別 |
| 2 | 任命年月日 |
| 3 | 官 職 |
| 4 | 事務の範囲 |

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

2 官職又は事務の範囲の変更にあつては、従来の官職又は事務の範囲を付記すること。

別記様式第2（第5条関係）

令和 年 月 日

警察庁長官 殿

官署支出官

官職 氏名

過年度支出決定承認申請書

下記のとおり過年度に属する経費の支出を決定する必要があるので申請します。

記

所管 会計 令和 年度に係る分

| 項目 | 金額（円） | 過年度支出の決定を必要とする理由 |
|----|-------|------------------|
| | | |

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

2 目が人件費である場合は、目の細分まで記載すること。

別記様式第3（第7条関係）

| | | |
|------------------------|-----|----------|
| | | 令和 年 月 日 |
| 他の部局長 殿 | | |
| | 部局長 | |
| | 官職 | 氏名 |
| 契約審査委員指定申請書 | | |
| 下記のとおり契約審査委員の指定を申請します。 | | |
| 記 | | |
| 1 指定する職員 | | |
| | 所属 | |
| | 官職 | 氏名 |
| 2 事由 | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第4（第7条関係）

令和 年 月 日

内閣総理大臣（警察庁長官） 殿

部局長

官職 氏名

契約審査委員指定申請書

下記のとおり契約審査委員の指定を申請します。

記

1 指定する職員

所属

官職 氏名

2 事由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第5（第7条関係）

令和 年 月 日

内閣総理大臣（警察庁長官） 殿

部局長

官職 氏名

契約審査事務委任申請書

下記のとおり契約審査事務を都道府県の職員が行うこととしたく申請します。

記

1 事務の範囲

2 事由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第6（第9条関係）

令和 年 月 日

警察庁長官 殿

契約担当官等
官職 氏名

監督（検査）職員任命申請書

下記のとおり監督（検査）職員の任命を申請します。

記

1 監督（検査）を行わせる職員

所属
官職 氏名

2 期 間

3 事 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第7（第9条関係）

令和 年 月 日

内閣総理大臣（警察庁長官） 殿

契約担当官等
官職 氏名

監督（検査）職員任命申請書

下記のとおり監督（検査）職員の任命を申請します。

記

1 監督（検査）を行わせる職員

所属
官職 氏名

2 期 間

3 事 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。

別記様式第 8（第 9 条関係）

令和 年 月 日

内閣総理大臣（警察庁長官） 殿

契約担当官等
官職 氏名

監督（検査）事務委任申請書

下記のとおり監督（検査）事務を都道府県の職員が行うこととしたく申請
します。

記

1 事務の範囲

2 期間

3 事由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とすること。